

議案第28号

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第25条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出したこれらの規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載したこれらの規定による申告書

を提出することができる。

第28条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条中「及び個人の」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「つぎの各号に」を「次に」に、「によって」を「により」に、「本条」を「この条」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「本項」を「この項」に、「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に改める。

第35条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第36条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これ

と併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第36条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第36条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第40条第1項第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第52条の3第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第53条第1項中「・第483条」を「、第483条」に、「・不申告加算金額」を「、不申告加算金額」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

付則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第4条の4第1項を削り、同条第2項を同条とする。

付則第4条の4の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第4条の8第3項を削る。

付則第5条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条

第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項中「第8項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第6条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第17条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第40条第1項第1号エの改正規定及び付則第3条第1項の規定（この条例による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第6条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第21条の2第2項並びに第28条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第30条、第33条、第36条、第36条の2及び第36条の6の改正規定並びに付則第4条の4の2及び第6条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項（新条例付則第6条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第25条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(特別区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例の規定中特別区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第25条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき目黒区特別区税条例第25条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条第1項第1号エ及び付則第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の目黒区特別区税条例付則第4条の4及び第4条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第4条の4の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第5条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明) 森林環境税の賦課徴収に関し必要な事項を定め、特定小型原動機付自転車に対して課する軽自動車税の種別割の税率を定めるとともに、環境への負荷の少ない軽自動車に対して課する種別割に係る軽減措置の適用期限の延長を行い、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

() は、改正点)

改 正 案	目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和４年７月目黒区条例第１６号）による改正後の条例
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第２１条の２（省略）</p> <p>２ 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の都民税、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>３（省略）</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第２５条の２（省略）</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第２１条の２（省略）</p> <p>２ 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>３（省略）</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第２５条の２（省略）</p>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出したこれらの規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載したこれらの規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、これらの規定の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならぬ。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、これらの規定の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならぬ。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された

理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法等)

第28条 区民税は、第33条、第36条の2第1項、第36条の5第1項又は第37条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せ

口にて区長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法)

第28条 区民税は、第33条、第36条の2第1項、第36条の5第1項又は第37条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合にあわ

て賦課し、及び徴収する。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

第30条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額(第36条第1項又は第36条第6第1項の規定により徴収する場合は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を、前条第1項の納期(第36条第1項又は第36条第6第1項の規定により徴収する場合は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を、前条第1項の納期(第36条第1項又は第36条第6第1項の規定により徴収する場合は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到る後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第33条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第

せて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

第30条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人の都民税額の合算額(第36条第1項又は第36条の6第1項の規定により徴収する場合は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を、前条第1項の納期(第36条第1項又は第36条の6第1項の規定により徴収する場合は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到る後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第33条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(つぎの各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を

受ける者

(2) (省略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合は、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第4条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の中出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の

(1) 支給期間が1月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受ける者

(2) (省略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第4条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の中出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別

方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとす。

4 (省略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限り

徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (省略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると区長が認める

でない。

6 特別徴収の方法により区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の金額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第35条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

ときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の金額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第35条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第36条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるとときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

第36条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合において、それぞれ別の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるとときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

第36条の2 区民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第32条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る均等割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第36条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (省略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において

当該老齢等年金給付の支払を受けないこととすると認められる者

第36条の2 区民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第32条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (省略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において

当該老齢等年金給付の支払を受けないこととすると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第36条の6 法第321条の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7第8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されなかった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されなかった日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合にはそれぞれその納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7第3項(法第321条の7第8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第36条の6 法第321条の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7第8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されなかった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されなかった日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合にはそれぞれその納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7第3項(法第321条の7第8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特

徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第40条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
 - ア～ウ (省略)
 - エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭

別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第40条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
 - ア～ウ (省略)
 - エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの（を除く。）で、総排気量が0.

和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特

定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを
超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額

3,700円

(2)・(3) (省略)

2 (省略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場

0.2リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超え
るもの 年額 3,700円

(2)・(3) (省略)

2 (省略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には

合において、当該申告書には、第52条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した
施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (省略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第53条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の

2様式による納付書により納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第53条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の

2様式による納付書により納付しなければならない。

、第52条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (省略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第53条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納

付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第53条 たばこ税の納税義務者は、法第481条・第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額・不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 (省略)

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 (省略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4条の4

2 (省略)

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額として令附則第5条第2項で定める額を免除する。

2・3 (省略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か
ら令和3年12月31日までの間（付則第4条の8第3項において「特定

期間」という。)に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4の2 (省略)

2・3 (省略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 (省略)

2 (省略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第38条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽

自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100

当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4の2 (省略)

2・3 (省略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の3.5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 (省略)

2 (省略)

分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車画番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車画番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車の

うち、自家用の乗用のものに対する第40条第1項の規定の適用について
は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合は令和4年度分の軽自動車税の種別割に
限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限
り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（
自家用の乗用のものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用につ
いては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合は令和4年度分の軽自動車税の種別
割に限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（前項）が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（前項）が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円

」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項(付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (省略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (省略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

9 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項(付則第5条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (省略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (省略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る

区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (省略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当する

区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (省略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当する

ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額
に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当
該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは
、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみ
なす。

3 (省略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25
号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止
若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、
参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同
条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放
棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払
戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出し
たものとみなして、第20条の2の規定を適用する。

ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額
に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当
該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは
、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみ
なす。

3 (省略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25
号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条
第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止若しくは延
期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金そ
の他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に
規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日
の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相
当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみ
なして、第20条の2の規定を適用する。